

2023年度事業計画書

TPP11、日欧経済連携協定、及び日米貿易協定の発効により、当該諸国（米国、スペイン、ポルトガルなど）から輸入するトマトピューレー・ペーストの関税が2023年3月末で廃止となった。今後、中国、トルコなど主要輸入国とのFTA・EPAも、交渉が加速していくと予測される。これらは、輸入自由化対策事業（加工用トマト生産安定対策事業）に直接的に影響を及ぼすことから、新たな仕組みの構築を協議していく。

また、ロシアのウクライナ侵攻の影響により資材費の高騰、異常気象による加工用トマト生産の作柄不良など、全国トマト工業会は、各種問題に迅速且つ的確に対応するとともに、国内産原料生トマトの確保、業界の発展を期するための活動を図っていききたい。

1. 輸入自由化対策事業（加工用トマト生産安定対策事業）

（1）加工用トマト需給促進事業

加工用トマトの生産者等に対し、加工用トマトの生産コストの低減、労働力の軽減、さらに単収アップなどに繋げるための技術セミナー（優良生産者の表彰を含む）等の開催に掛かる費用について助成する。また、加工用トマトの需給促進に繋がる活動を行う。

（2）加工用トマト産地育成事業（メーカー別、県別助成事業）

加工用トマトの産地及び生産農家の維持・拡大を推進するため、以下の事業について、農協加工用トマト部会、生産法人、民間機関等に対し助成する。

- ① 新規参入者の拡大及び育成
- ② 労働力確保の仕組みづくり
- ③ 各種機械・設備等導入の推進

（3）県協議会産地指導等経費

県協議会が行う産地指導等について要する経費の一部について、予算の範囲内において交付する。

（4）トマトピューレー及びトマトペーストの関税割当について 引き続き本年度も関税割当に対応する。

（5）加工用トマトの海外調査の実施。

（6）2024年度以降の本事業について、プロジェクトチームを結成し、枠組みを抜本的に見直し再構築していく。

2. 情報提供等事業

Eメールやホームページ等から関係情報の提供を迅速に行い、業界の円滑な運営及び啓発普及の推進を図る。併せてテレビ・新聞等の媒体に対し積極的に情報提供を行い、トマト加工品の一層の普及啓蒙を推進する。

3. 消費対策事業

- (1) 「食育」をメインテーマとし、6月24日～25日に開催される「第18回食育推進全国大会 in とやま（富山市）」に出展し、加工用トマト・トマト加工品に関わる正しい情報を、若年層を中心とする消費者に対し発信する。
- (2) 消費者団体等と連携して積極的に勉強会等を開催する。

4. 技術対策事業

- (1) 食品ロス削減に関して関係機関と連携して対応する。
- (2) 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」等の環境問題について関係機関と連携して対応する。
- (3) トマト加工品のJAS規格の改正について技術委員会を中心に対応する。
- (4) HACCPに沿った衛生管理を含む食品衛生法等に関わる諸問題について、関係機関と連携して対応する。
- (5) 食品表示基準に基づく適切な表示に対し、情報提供を行う。
- (6) トマト加工品等の国際規格について対応する。
- (7) グローバル化に対応した食品表示ルールの見直しについて対応する。
- (8) 加工食品の輸出促進等について、関係機関と連携して対応する。

5. 原材料対策事業

- (1) WPTC（世界加工トマト評議会）において、国際的共通問題について対応する。
- (2) TPP、EPA問題等について関係機関と連携して対応する。
- (3) 国内外の原材料情報の提供を行う。

6. その他

- (1) 空缶等食品の散乱防止対策及び容器包装リサイクル問題等について、公益社団法人食品容器環境美化協会を通じて対応する。
- (2) 関係業界と連携し、様々な情報交換を行う。
- (3) その他必要に応じ各種事業を行う。

以上